

2006年6月22日

エレベーターの安全確保についての申し入れ

日本共産党大阪府議会議員団

団 長 宮 原 威

既報のとおりさる6月3日東京都港区で発生したエレベーターの事故による高校生死亡事件は国民とりわけ全国のエレベーター利用者に大きな衝撃を与えている。本府においても事故を起こしたシンドラ－エレベーター社にとどまらずエレベーターの安全性に対する不安が高まっており、政府・国土交通省においても、緊急点検をはじめ実態把握と安全対策について要請されている。

大阪府の調査の結果、事故を起こしたものと同機種のエレベーターは存在しないものの、シンドラ－社製のエレベーターは府営住宅で104基、府の公共建築物で27基、その他民間建築物において多く存在しており、エレベーターに閉じこめられた事故も報告されている。

以上のような状況にかんがみ、エレベーター（正確にはエレベーター、エスカレーター、小荷物運搬機を含む昇降機という）事故の再発防止、不安解消のためにも改めて大阪府としてエレベーターの安全確保の取り組みを強化するよう、次のことを申し入れる。

- 1、府営住宅・学校をはじめ本府公共施設において設置されているシンドラ－社製エレベーターについては、設置場所の確定、過去の事故の調査は行われたが、改めて独自に総点検を実施し、その結果を利用者をはじめ関係者に周知すること。なお、国土交通省が求めている調査についてはすみやかに実施し、その内容について公表すること。
- 2、府有施設については、シンドラ－社製以外のエレベーターについても総点検し、結果と過去の事故、不具合等の発生状況とそれに対する対応状況について掌握し、公表すること。
- 3、民間建築物においてもエレベーター事故の重要性に鑑み、シンドラ－社製エレベーターの所有者等に注意を喚起すると共に点検を実施し、その結果を報告すること及び過去の事故、不具合等の発生状況とそれに対する対応状況について報告

を求めること。

- 4、昇降機の設置後の検査・点検、あるいは定期的な報告については建築基準法、および府の建築基準法施行細則で義務づけられてはいるが、点検の方法・程度も様々で、定期報告書の記載事項には事故の履歴に関する事項はなく、また役所への報告の行われていないものもあると聞いている。今後、定期報告については設置されている昇降機の安全性を確認できる実効ある内容にするため、定期報告事項の改善を行うとともに大阪府においても審査体制を強化し、実態把握をより厳密にすること。
- 5、ここ2年間、府有施設でシンドラ社製エレベーターがいずれも基準価格以下で落札しているが、品質が保証されているか不安が残る。今後、府はエレベーターの保守点検に責任を持ち、入札についてもシンドラ社については留意して対応すること。